

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号二の電気通信設備を次のように指定する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

Wireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備

- 一 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）第二十条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局

六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二項から前項までに掲げるものを除く。）

附 則

この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。